

川北町職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

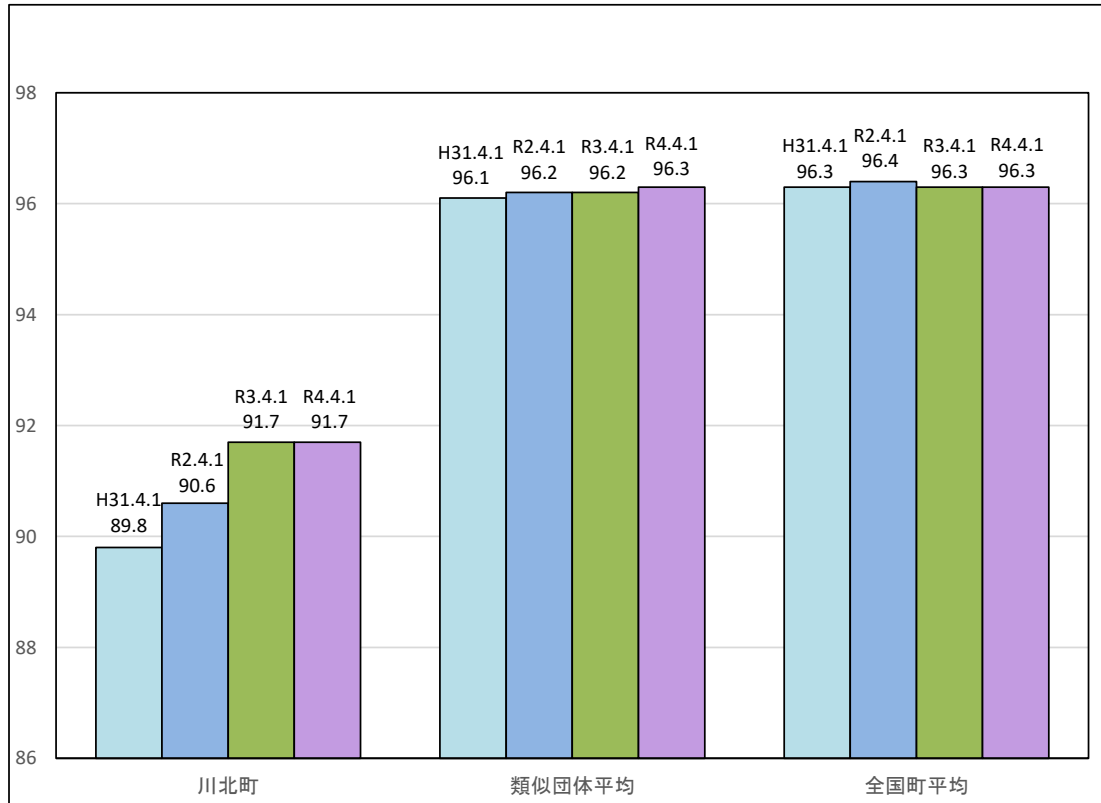
区分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
3年度	人 6,161	千円 4,049,446	千円 65,493	千円 862,176	% 21.3	% 17.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 83	千円 264,750	千円 38,392	千円 99,227	千円 402,369	千円 4,848	千円 5,538

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレース指数を単純平均したものである。

※ 4年4月1日のラスパイレース指数が①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

上昇していないし、ラスパイレース指数も100を超えていない。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由）

（給料表の改定時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.0%引下げ。

若年層については、引下げはしない。

高齢層については、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

②その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
川北町	40.8 歳	294,100 円	355,895 円	316,077 円
石川県	42.2 歳	334,455 円	402,153 円	362,876 円
国	42.7 歳	323,711 円	405,049 円	— 円
類似団体	40.8 歳	299,130 円	348,372 円	323,527 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)
川北町	57.5 歳	3 人	241,500 円	243,500 円	241,500 円
うち用務員	58.9 歳	1 人	216,300 円	238,300 円	— 円
うちその他	56.9 歳	2 人	254,200 円	257,200 円	— 円
石川県	55.1 歳	141 人	303,665 円	335,575 円	316,056 円
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	328,416 円	— 円
類似団体	51.2 歳	4 人	286,113 円	307,440 円	297,908 円

区分	民間			参 考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
川北町	—	—	—	—
うち用務員	用務員	49.1 歳	236,600 円	0.7
うちその他	—	—	—	—
石川県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
川北町	—	—	—
うち用務員	3,805,670 円	3,187,900 円	1.19
うちその他	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成31年～令和3年の3年平均)
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針											
○ 基本的な考え方											
技能労務職員(用務員、保育所調理員)の給料については、行政職給料表(二)の1～3級を適用しています。一般行政職と同種の手当を支給しています。											
毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給している。											
○ 具体的な取組内容											
給与については、平成18年4月からの国の給与構造改革に伴い給料水準を引き下げており、今後も国、県及び近隣市町の動向を注視し見直しを検討します。											
川北町行政改革に基づき、今後退職者不補充とし臨時職員の雇用で対応し、新規採用は抑制する。											
○ 年齢別人数											
区分	24歳 5	28歳 5	32歳 5	36歳 5	40歳 5	44歳 5	48歳 5	52歳 5	56歳 5	60歳 以上	計
人数								1	2		3人

(2) 職員の初任給の状況(4年4月1日現在)

区 分	川北町	石川県	国	
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,600 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	151,000 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	148,300 円	—
	中学卒	139,900 円	132,600 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（4年4月1日現在）

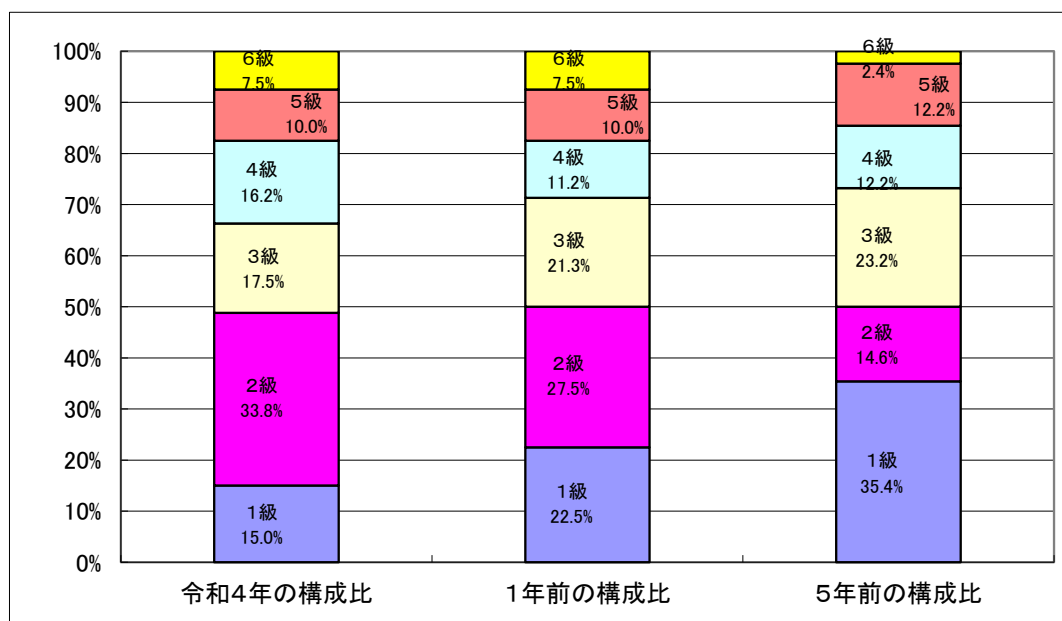
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	239,733 円	314,100 円	367,767 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（4年4月1日現在）

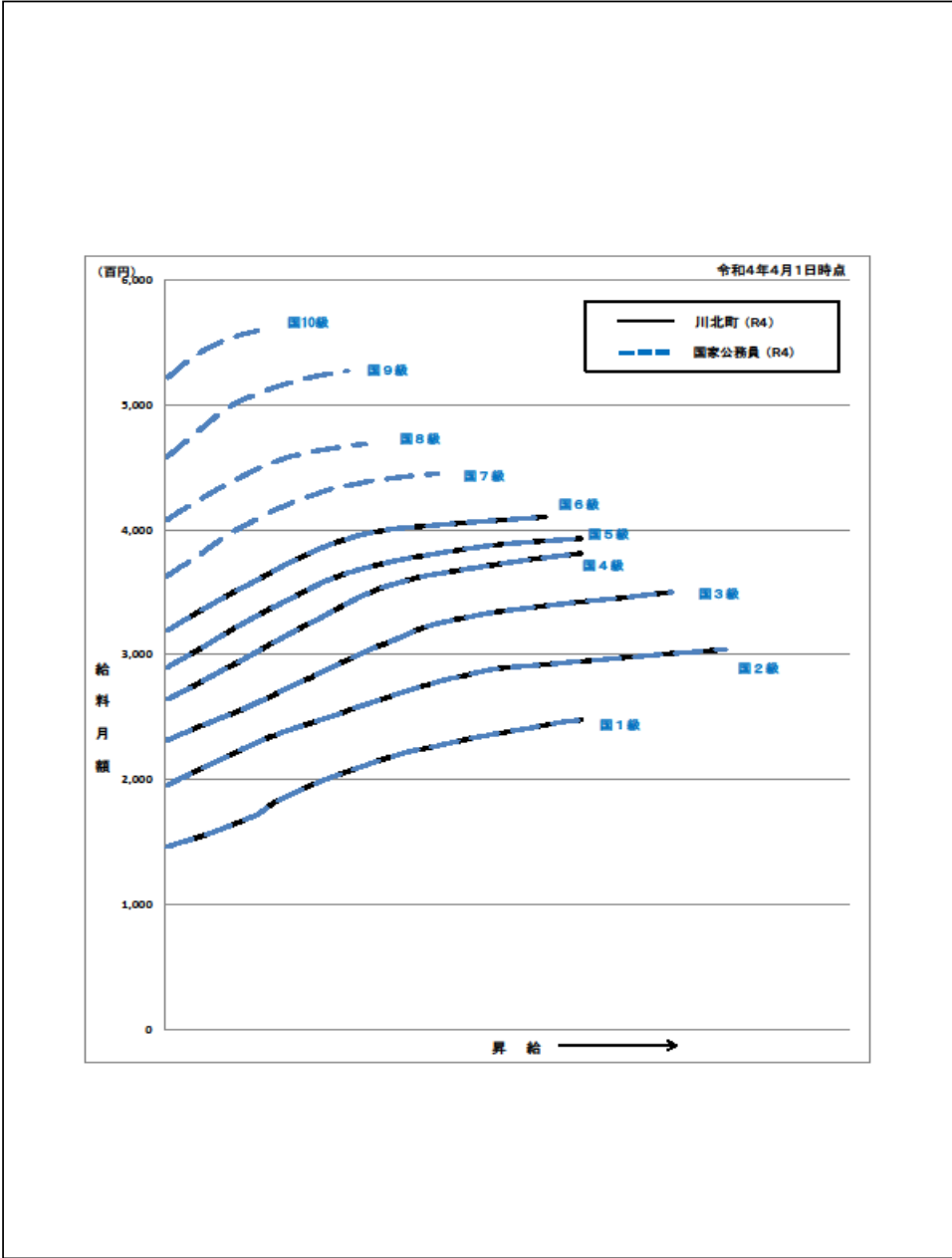
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	町参事	—	—	319,200円	410,200円
	課長	6人	7.5%		
5 級	課長	3人	3.8%	289,700円	393,000円
	課参事	2人	2.5%		
	課長補佐	—	—		
	保育所長	3人	3.8%		
4 級	課長補佐	13人	16.2%	264,200円	381,000円
	保育所長	—	—		
3 級	係長	6人	7.5%	231,500円	350,000円
	主任保育士	5人	6.2%		
	児童館長	3人	3.8%		
2 級	主事	14人	17.5%	195,500円	304,200円
	保育士	13人	16.2%		
1 級	主事	1人	1.3%	146,100円	247,600円
	主事補	5人	6.2%		
	保育士	6人	7.5%		

- (注) 1 川北町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価をしている					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分			○		○
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川 北 町		石 川 県		国	
1人当たり平均支給額(3年度)		1人当たり平均支給額(3年度)		—	
1,228 千円		1,621 千円			
(3年度支給割合)		(3年度支給割合)		(3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.4 月分	1.9 月分	2.4 月分	1.9 月分	2.4 月分	1.9 月分
(1.35)月分	(0.9)月分	(1.35)月分	(0.9)月分	(1.35)月分	(0.9)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価をしている					
活用している成績率		昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)			○		○
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当(4年4月1日現在)

川 北 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置	2%~20%加算		定年前早期退職特例措置	2%~45%加算	
(退職時特別昇給)					
1人当たり平均支給額	千円 1,342	千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(4年4月1日現在)

支給実績(3年度決算)		1,825 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)		50,693 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(3年度)		40.4 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
保育所職員の特殊勤務手当	保育士	保育所に勤務する職員	月額3,000円から8,500円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	17,258 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	221 千円
支給実績（2年度決算）	10,338 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	134 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度ははじめから満22歳の年度までの子(1人につき加算額)5,000円	同じ	無	8,226 千円	316,385 円
住居手当	借家 28,000円以下	同じ	無	2,520 千円	279,967 円
通勤手当	片道2km以上交通機関利用者 運賃相当額上限55,000円 片道2km以上自動車等利用者 2,000円から24,500円	同じ	無	3,094 千円	44,838 円
管理職手当	管理職の地位にある職員給料月額10%	同じ	無	5,544 千円	504,000 円

5 特別職の報酬等の状況（4年4月1日現在）

区分	給料	月額	額	等
給料 報酬	市区町村長	830,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 870,000 円/ 264,000 円	
	副町長	650,000 円	676,000 円/	360,000 円
	議長	325,000 円	355,000 円/	199,000 円
	副議長	260,000 円	316,000 円/	168,000 円
	議員	250,000 円	301,000 円/	150,000 円
	期末手当	市区町村長	(3年度支給割合)	
副町長		3.25	月分	
議長		(3年度支給割合)		
副議長 議員		3.25	月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給料月額×在職年数×583.7/100	19,378,840 円	任期毎
	備考	給料月額×在職年数×303.7/100	7,896,200 円	

（注）1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

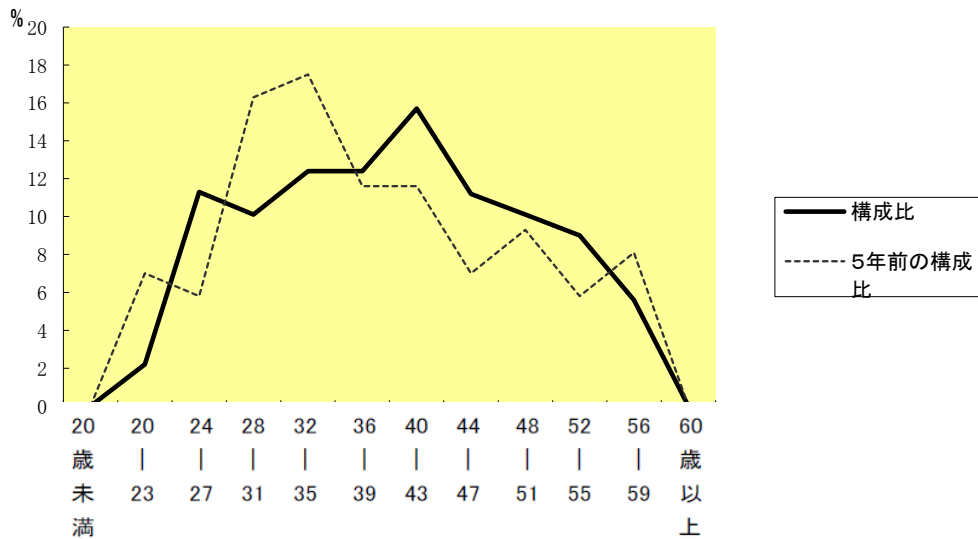
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和3年	令和4年		
普通会計部門	議 会	2	2	1	業務増
	総 務	9	10		
	税 務	6	6		欠員不補充
	民 生	39	37	△2	
	衛 生	7	7		
	農林水産	5	5		
土 木	4	4			
	計	72	71	△1	<参考> 人口1万当たり職員数 115.3 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 112.81 人)
	教育部門	11	12	1	業務増
	消防部門				
	小 計	83	83		<参考> 人口1万当たり職員数 134.78 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 134.6 人)
公営 企 業 計 等 部 門	その他	6	6		
	小 計	6	6		
合 計		89	89		<参考> 人口1万当たり職員数 144.53 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (4年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	2 人	10 人	9 人	11 人	11 人	14 人	10 人	9 人	8 人	5 人	0 人	89 人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	30年	31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数 (率)	
一般行政	72	72	73	72	71		△1	△1.4%
教育	10	10	10	11	12		2	16.7%
消防	-	-	-	-	-	-	-	
普通会計計	82	82	83	83	83		1	1.2%
公営企業等会計計	6	6	6	6	6		-	
総合計	88	88	89	89	89		1	1.1%

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

7 職員の任免および職員数に関すること

(1) 採用・退職者数

	事務職	保育士	技労	合計
3年度退職者数	0	3	0	3 人
4年度採用者数	3	0	0	3 人

8 職員数の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休息時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	平成19年度に廃止

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

令和3年平均取得日数	6.7 日
------------	-------

(3) 特別休暇等

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

	具体的な内容	付与日数
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	証人、鑑定人として官公署等出頭	必要と認められる期間
	骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	5日以内
	結婚	連続する5日以内
	不妊治療	5日以内
	保育時間	1日2回それぞれ30分以内
	産前・産後	産前6週間・産後8週間
	妻の出産	2日以内
	子の看護のための休暇	5日以内
	忌引き	配偶者、父母7日 子5日 祖父母3日等
	法要	1日以内
夏季休暇	3日の範囲内の期間	
病気休暇	医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める日又は時間(公務による負傷・疾病、結核性疾病は除く。)その他の疾病によるもの90日を超えることができない。	

(4)介護休暇の取得状況（令和3年度）

区 分	取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
計	0人

(5)育児休暇及び部分休業の取得状況（令和3年度）

区 分	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務
男性職員	0人	0人	0人
	0人	0人	0人
女性職員	4人	0人	2人
	2人	0人	0人
計	4人	0人	2人
	2人	0人	0人

⑨ 上段は令和3年度に新たに取得した者、下段は令和2年度以前から令和3年度にかけて引き続いている者の数です。

9 職員の分限及び懲戒処分状況

(1)分限処分者数（令和3年度）

（単位：人）

内 容	免職	降任	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-	0
心身の故障の場合	-	-	-	-	0
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	-	-	-	-	0
刑事事件に関し、起訴された場合	-	-	-	-	0

(2)懲戒処分者数（令和3年度）

（単位：人）

内 容	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	-	-	-	-	0
職務上の義務に違反した場合	-	-	-	-	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	-	-	-	0

10 職員のサービスの状況

(1)サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密をもらしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

1.1 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

(1) 職員研修の状況（令和3年度）

区分	研修課程	延受講者数
石川県市町村職員研修所	一般研修 専門研修	10 人
独自研修	一般研修 専門研修	57 人

(2) 勤務成績の評定の状況（令和3年度）

職員の人材育成及び公正な人事への反映を目的として全職員を対象とする勤務評定を年1回実施しています。勤務実績と職務能力を適正に評価し、昇給、昇格などの公正な給与処遇や適切な職員配置に反映させています。

1.2 職員の福祉及び利益の保護に関すること

(1) 福利厚生制度に関する状況（令和3年度）

区分	受診者	内容等
人間ドック・PET	23 人	(市町村職員共済組合)
定期健康診断・がん検診	157 人	町が実施する健診

(2) 公務災害補償制度（令和3年度）

加入団体	公務災害	通勤災害	合計
地方公務員災害補償基金石川県支部	1 件	0 件	0 件